

沿岸広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成28年1月19日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 路線名 大川松草線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 下閉伊郡岩泉町釜津田滝の上国有林535林班い2小班地先からほ4小班地先まで
 - (2) 下閉伊郡岩泉町釜津田滝の上国有林535林班ハ小班地先からろ2小班地先まで
 - (3) 下閉伊郡岩泉町釜津田滝の上国有林535林班り小班地先内
- 3 供用開始の期日 平成28年1月19日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 平成28年1月19日から同年2月19日まで